

規制の概要・課題

独占禁止法において、メーカーが流通業者に対し正当な理由なく再販売価格を拘束することは禁止されている。また、メーカーによる流通業者に対する取引先や販売地域の制限などの非価格制限については、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、違法となる。

日本の産業が長期デフレから脱却するため、メーカーは、小売業者と連携したブランディング戦略をとり、多様化した消費者のニーズに対して価格以外の付加価値を提供することが求められているが、この規制によりメーカーと小売業者等とが連携を取ることが困難となっているとの指摘がある。

【規制所管省庁の回答(概要)】

(1) 諸外国の状況

《日本》

・再販売価格維持行為は、正当な理由なく行われるものは禁止されており、正当な理由がないかどうかについては、市場における公正な競争に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるかどうかにより判断する。

・非価格制限行為についても、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるかどうかを判断する。

《米国》

再販売価格維持行為・非価格制限行為ともに、当該行為による競争促進効果と競争制限効果を比較衡量し、競争促進効果が競争制限効果を上回る場合に合法とされる(合理の原則)。なお、一切の正当化を許さず、行為の外形から一律に違法とする当然違法の原則を維持する州もある。

《欧州》

再販売価格維持行為は**原則違法**である(違法性の推定)。ただし、欧州委員会が個別事案の調査をした場合に、事業者が、次の4つの全ての要件を満たすものであることを十分に説明し、欧州委員会がそれを認めるときには合法とされる。①商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立つものであること、②当該行為によって生ずる利益が消費者に等しく行き渡るものであること、③当該行為の参加事業者に対し、上記①及び②の目的を達成するために必要以上の制限を課すものでないこと、④当該行為の対象商品の実質的な部分について、参加事業者の間における競争を排除するおそれがないこと。これまで、欧州委員会が事業者からの説明を受け、それを認めて合法とした事案はない。

非価格制限行為は、当該行為による負の効果(negative effect)と正の効果(positive effect)とを比較衡量し、違法性を判断する。

《韓国》

再販売価格維持行為のうち、最低価格維持行為は、正当な理由がある場合を例外として、それ以外は禁止される。正当な理由は、①価格以外のサービス競争の促進、②消費者における商品選択の多様化、③関連商品の市場に簡単にアクセスできるようにするか等の事情を総合的に考慮する。また、最高価格維持行為についても、正当な理由なく行われるものを禁止している。

非価格制限行為は、競争制限効果・非公正性と効率性増大効果・消費者厚生増大効果を比較衡量し、違法性を判断する。

流通・取引慣行ガイドラインの見直し

【規制所管省庁の回答(概要)】

(2) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべき点についての規制所管省庁の主張

『再販売価格維持行為に対する規制は、公正かつ自由な競争を促進するために必要不可欠。これを緩和することは、公正かつ自由な競争にとって極めて弊害が大きく、消費者利益を損なうこととなる。』

『国際比較の観点から、現行の規制を緩和することは国際的スタンダードから外れる。』

『メーカーの利益だけでなく、消費者の利益を確保する観点からの検討が必要であり、特定の業界からの意見だけではなく、広く消費者や流通業者の意見も聞く必要がある。』

『法律上適用除外が認められていた公正取引委員会による指定再販制度が累次の見直しにより削減され、平成9年度以降存在しないこと、再販売価格維持行為に対する課徴金の導入という強化改正が平成21年に行われていることにも留意すべき。』

『家電業界の団体から、家電メーカーが行う具体的な行為について、独占禁止法上問題とならない再販売価格維持行為や非価格制限行為の事例を流通・取引慣行ガイドラインに明記してほしいとの要望が出されているが、独占禁止法上違反とならないものについての考え方をQ&Aにより既に明確化したものもあり、こうした方法による対応が可能である。』

【国際先端テスト シート】（流通・取引慣行ガイドライン）

（1）制度比較

○垂直的拘束規制に係る比較

<p>国名 比較の視点</p>	<p>日本</p>	<p>米国</p>	<p>EU</p>	<p>韓国</p>
<p>① 垂直的制限 (Vertical Restraints) に関する規制について、事業者によるどのような行為を規制しているか。</p>	<p>以下のいずれかに該当する垂直的制限行為は、不公正な取引方法として独占禁止法で規制される。</p> <p>○独占禁止法第2条第9項</p> <p>四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。</p> <p>イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。</p> <p>ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの</p> <p>イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。</p> <p>ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。</p> <p>○不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号） （その他の取引拒絶）</p> <p>2 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。 （排他条件付取引）</p> <p>11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会</p>	<p>以下のいずれかに該当する垂直的制限行為は、シャーマン法第1条又は連邦取引委員会法第5条に違反する行為として規制される。</p> <p>○シャーマン法第1条</p> <p>州間又は外国との取引又は通商を制限する全ての契約、トラストその他の形態による結合又は共謀（every contact, combination in the form of trust or otherwise, or conspiracy）は、これを違法とする。</p> <p>○連邦取引委員会法第5条</p> <p>(a) (1) 通商における若しくは通商に影響を及ぼす不公正な競争方法及び不公正な若しくはぎまんの行為又は慣行は、これを違法とする。</p> <p>※連邦取引委員会法第4条では、「通商」とは、州と州との間、州と外国との間、合衆国の属領内若しくはコロンビア特別区内、属領間、属領と州若しくは外国との間、又はコロンビア特別区と州、属領若しくは外国との間の通商をいうとされている。</p> <p>なお、このほか、州においても独自の反トラスト州法を制定し、これらの行為を規制対象としている。</p>	<p>以下のいずれかに該当する垂直的制限行為は、EU機能条約第101条第1項に違反する行為として同条約で規制される。</p> <p>○EU機能条約第101条第1項</p> <p>加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を妨害し、制限し、若しくは歪曲する目的を有し、又はかかる結果をもたらす事業者間の全ての協定、事業者団体の全ての決定及び全ての共同行為であつて、特に次の各号の一に該当する事項を内容とするものは、域内市場と両立しないものとし、禁止する。</p> <p>a 直接又は間接に、購入価格若しくは販売価格又はその他の取引条件を決定すること</p> <p>b 生産、販売、技術開発又は投資を制限し又は統制すること</p> <p>c 市場又は供給源を割り当てること</p> <p>d 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争上不利な立場に置くこと</p> <p>e 契約の性質上又は商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること</p>	<p>以下のいずれかに該当する垂直的制限行為は、独占規制及び公正取引に関する法律第29条第1項又は同法第23条第1項・第2項に違反する行為として規制される。</p> <p>○独占規制及び公正取引に関する法律第29条第1項</p> <p>事業者は、再販売価格維持行為をしてはならない。ただし、商品又は役務を一定の価格以上で取引できないようにする最高価格維持行為であつて、正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>第23条</p> <p>第1項 事業者は、次の各号に該当する行為であつて、公正な取引を阻害するおそれがある行為（「不公正取引行為」）をし、又は系列会社若しくは他の事業者をして、これを行わせてはならない。</p> <p>一 不当に取引を拒絶し、又は相手方を差別して取扱う行為</p> <p>五 取引の相手方の事業活動を不当に拘束する条件で取引し、又は他の事業者の事業活動を妨害する行為</p> <p>第2項 不公正取引行為の類型や基準は、大統領令に定める。</p> <p>○独占規制及び公正取引に関する法律施行令（大統領令22467号 2010.11.2）</p> <p>第36条（不公正取引行為の指定）</p> <p>①法律第23条（不公正取引行為の禁止）第2項の規定による不公正取引行為の類型又は基準は、別表1の2と同じ。</p> <p>（別表1の2）</p> <p>1. 取引拒絶</p>

	<p>を減少させるおそれがあること。 (拘束条件付取引)</p> <p>12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。</p>			<p>法第23条(不公正取引行為の禁止)第1項第1号前段で「不当に取引を断る行為」とは次の各目の一に該当する行為をいう。</p> <p>イ. その他の取引拒絶</p> <p>不当に特定事業者に対し取引の開始を断ったり、継続的な取引関係にある特定事業者に対し取引を中断したり、取引する商品又は役務の数量や内容を著しく制限する行為</p> <p>7. 拘束条件付き取引</p> <p>法第23条(不公正取引行為の禁止)第1項第5号前段で「取引の相手方の事業活動を不当に拘束する条件で取引する行為」とは、次の各目の一に該当する行為をいう。</p> <p>ア 排他条件付き取引</p> <p>不当に取引相手方が自分又は系列会社の競争事業者と取引しない条件でその取引相手方と取引する行為</p> <p>イ 取引地域又は取引相手方の制限</p> <p>商品又は役務を取引することにおいて、その取引相手方の取引地域又は取引相手方を不当に拘束する条件で取引する行為</p>
<p>② ①の各行為につき、その違法性の判断にどのような基準を採用しているか。</p> <p>1. 当然違法または原則違法の原則を採用しているか。その場合、対象となる制限行為は。</p>	<p>1. 「当然違法」とは、米国の判例法上、一切の正当化を許さず、行為の外形から一律に違法とする考え方である。</p> <p>独占禁止法では、再販売価格維持行為は、正当な理由なく行われるものは禁止されており、原則として違法とされているが、正当な理由がないかどうかにつき、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるかどうかを判断しており、「当然違法」の原則は採用していない。</p> <p>また、本設問における「原則違法の原則」とは、「当該行為がなされただけで、市場を確定し、市場全体での価格維持のおそれがあるかどうかを考慮することなく、当該行為の違法性があると判断される考え方」とのことであるが、上記のとおり、再販売価格維持行為については、行為がなされただけで違法と判断するものではない。したがって、日本では、本設問の「原則違法の原則」は採用していない。</p> <p>なお、流通・取引慣行ガイドラインでは、「メーカーが流通業者の販売価格(再販売価格)を拘束す</p>	<p>1. 米国では、再販売価格維持行為について、従来、一切の正当化を許さず、行為の外形から一律に違法とする当然違法の原則が米国の判例法上採られていた。しかし、2007年のリージン判決により、合理の原則を採用すべきであるとされた。</p> <p>合理の原則とは、米国の判例法上、違法か適法かを判断する際に、当該行為による競争促進効果と競争制限効果とを比較衡量する考え方であり、競争促進効果が競争制限効果を上回る場合に合法とされるものであって、再販売価格維持行為が合法化されたものではない。</p> <p>なお、米国では、当然違法の原則を維持する州もあり、リージン判決の考え方の枠組みが米国国内において統一されている状況にはない。</p>	<p>1. EUでは、再販売価格維持行為は、競争を制限することが推定され、EU機能条約第101条第1項(禁止規定)に該当すると推定される(欧州委員会垂直的制限に関するガイドライン(2010/C 130/01))パラグラフ223。以下「EUガイドライン」という。)。したがって、再販売価格維持行為については、原則として違法である。</p> <p>ただし、欧州委員会が個別事案の調査をした場合に、事業者が、当該行為が以下の4つの全ての要件(EU機能条約第101条第3項)を満たすものであることを十分に説明し、欧州委員会がそれを認めたときには合法とされる。</p> <p>① 商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立つものであること。</p> <p>② 当該行為によって生ずる利益が消費者に等しく行き渡るものであること。</p> <p>③ 当該行為の参加事業者に対し、上記①及び②の目的を達成するために必要以上の制限を課すものでないこと。</p>	<p>1. 韓国では、再販売価格維持行為のうち、最低価格維持行為については、従来、競争制限性や非公正性についての分析なしで当然違法とみなすとの考え方がとられていた。しかし、2010年の韓米薬品判決により、結果として消費者の厚生を増大するなど、正当な理由がある場合を例外として、それ以外は禁止されるとされた。正当な理由については、立証責任は事業者側にあるとし、価格以外のサービス競争の促進、消費者における商品選択の多様化、関連商品の市場に簡単にアクセスできるようにするか等の事情が総合的に考慮されるとしている。</p> <p>一方、最高価格維持行為については、正当な理由なく行われるものを禁止している。正当な理由については、競争制限効果と効率性増大効果・消費者厚生増大効果を比較衡量し、効率性増大効果・消費者厚生増大効果が競争制限効果を上回る場合が該当するとしている。(再販売価格維持行為審査指針)</p>

<p>2. 違反要件の要素に、反競争性（市場支配的状態の形成・維持・強化）を必要としているか。その場合、対象となる制限行為は。</p> <p>3. 違反要件の要素に、競争促進効果を考慮しているか。その場合の</p>	<p>ることは、原則として不公正な取引方法に該当し、違法となる」と記載しているところ、これは、再販売価格維持行為は、公正な競争秩序維持の観点から、「正当な理由」があると認められる場合には例外的に適法となり、それ以外の場合には違法となるという趣旨で記載しているものであり、本設問における「原則違法の原則」とは異なる。</p> <p>非価格制限行為についても、競争者を排除することとならないかどうか、価格競争を阻害することとならないかなど、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるかどうかを判断する。したがって、「当然違法」も「原則違法の原則」も採用していない。</p> <p>2. 垂直的制限行為については、通常、不公正な取引方法として独占禁止法で規制され、不公正な取引方法については、違反要件の要素として市場支配的状態の形成・維持・強化まで必要とされていないが、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる場合、つまり、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、違法となる。</p> <p>なお、独占禁止法第3条（前段）では、事業者が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為を私的独占として禁止しているところ、「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」とは、「市場支配的状態の形成・維持・強化」とされている。このように、私的独占では、違反行為の要素として市場支配的状態の形成・維持・強化を必要としている。</p> <p>3. 再販売価格維持行為について、最高裁判決では「再販売価格維持行為により、行為者とその競争者との間における競争関係が強化されるとしても、そ</p>	<p>米国では、非価格制限行為について、当該行為が違法か適法を判断する際に、当該行為による競争促進効果と競争制限効果とを比較衡量する合理の原則により判断される。</p> <p>2. 垂直的制限行為については、通常、シャーマン法第1条又は連邦取引委員会法第5条で規制され、いずれにおいても、違反要件の要素として市場支配的状態の形成・維持・強化を必要としていない。</p> <p>なお、シャーマン法第2条では、州間の又は外国との取引を独占し、独占を企図し、又は独占する目的を持って他の者と結合・共謀することが禁止されており、一定の市場において、意図的に独占力（価格を支配し、競争を排除し得る力）を取得し、又は維持することを規制している。このように、シャーマン法第2条では、違反要件の要素として市場支配的状態の形成・維持・強化を必要としている。</p> <p>3. 米国では、垂直的制限行為について、合理の原則を採用している。</p> <p>合理の原則とは、米国の判例法上、違法か適法かを</p>	<p>④ 当該行為の対象商品の実質的な部分について、参加事業者の間における競争を排除するおそれがないこと。</p> <p>しかしながら、EUガイドラインでは、再销售价格維持行為が、上記要件の全てを満たす可能性は低いと推定されるとしている（パラグラフ 223）。</p> <p>これまで、欧州委員会が事業者からの説明を受け、それを認めて合法とした事案はない。</p> <p>EUでは、加盟国間の貿易に影響を及ぼすおそれがあり、かつ、競争を妨害、制限又は歪曲する垂直的協定に対し、禁止規定が適用される場所、非価格制限行為については、当該行為による負の効果（negative effects。例：他の競争者の締め出し、価格の上昇等）と正の効果（positive effects。例：サービス等の向上）とを比較衡量し、違法性が判断される。</p> <p>2. 垂直的制限行為については、通常、EU機能条約第101条第1項で規制され、同項では、違反要件の要素として市場支配的状態の形成・維持・強化を必要としない。</p> <p>なお、EU機能条約第102条では、域内市場又はその実質的部分における支配的地位を濫用する一以上の事業者の行為が、それによって加盟国間の取引が悪影響を受けるおそれがある場合を規制している。この市場支配的地位の濫用規制では、違反要件の要素として市場支配的地位の維持・強化を必要としている。</p> <p>3. EUでは、再销售价格維持行為は、競争を制限することが推定され、EU機能条約第101条第1項（禁止規定）に該当すると推定される（EUガイドライン</p>	<p>韓国では、非価格制限行為（その他の取引拒絶、排他条件付取引及び取引地域又は取引相手方の制限）については、「不当に」を要件とする行為類型として、原則として競争制限性・非公正性（unfairness）と効率性増大効果・消費者厚生増大効果などを比較衡量して競争制限性・非公正性の効果がより大きい場合に違法なものと判断される。（不公正取引方法の審査指針）</p> <p>2. 垂直的制限行為については、通常、独占規制及び公正取引に関する法律第23条第1項・2項又は同法第29条第1項で規制され、同項では、違反要件の要素として市場支配的状態の形成・維持・強化を必要としない。</p> <p>なお、独占規制及び公正取引に関する法律第3条の2では、市場支配的地位の濫用の禁止として、市場支配的事業者が、価格の不当な決定、維持又は変更等を行うことを禁止しているところ、「市場支配的事業者」とは、「一定の取引分野における供給者または需要者であって、単独で又は他の事業者とともに、商品又は役務の価格、数量、品質その他取引条件を決定し、維持し又は変更することができる市場支配的地位を有する事業者」（同法第2条第7項）とされている。この市場支配的地位の濫用規制では、違反要件の要素として市場支配的地位の維持・強化を必要としている。</p> <p>3. 韓国では、再销售价格維持行為は、最低価格維持行為について、結果として消費者の厚生を増大するなど、正当な理由がある場合を例外として、それ</p>
---	---	---	---	--

範囲は。

れが、必ずしも相手方たる当該商品の販売業者間において自由な価格競争が行われた場合と同様な経済上の効果をもたらすものでない以上、競争阻害性のあることを否定することはできないというべきである。」(和光堂(株)による審決取消訴訟事件最高裁判所判決。昭和46年(行ツ)第82号。)としている。当該判決の趣旨からすれば、メーカーのブランド間競争による小売業者間の競争促進効果が、ブランド内競争を制限することによる小売業者間の競争制限効果を上回り、小売業者間の競争が促進される場合には、「正当な理由」があると認められる余地があると考えられる。

判断する際に当該行為による競争促進効果と競争制限効果とを比較衡量する考え方であり、競争促進効果があれば合法とされるという考え方ではなく、競争促進効果が競争制限効果を上回る場合に合法とされるものである。

なお、米国では、再販売価格維持行為について、当然違法の原則を維持する州もあり、リージン判決の考え方の枠組みが米国国内において統一されている状況にはない。

パラグラフ223)。したがって、再販売価格維持行為については、原則として違法である。

ただし、欧州委員会が個別事案の調査をした場合に、事業者が、当該行為が以下の4つの全ての要件(EU機能条約第101条第3項)を満たすものであることを十分に説明し、欧州委員会がそれを認めたときには合法とされる。

- ① 商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立つものであること。
- ② 当該行為によって生ずる利益が消費者に等しく行き渡るものであること。
- ③ 当該行為の参加事業者に対し、上記①及び②の目的を達成するために必要以上の制限を課すものでないこと。
- ④ 当該行為の対象商品の実質的な部分について、参加事業者の間における競争を排除するおそれがないこと。

しかしながら、EUガイドラインでは、再販売価格維持行為が、上記要件の全てを満たす可能性は低いと推定されるとしている(パラグラフ223)。

これまで、欧州委員会が事業者からの説明を受け、それを認めて合法とした事案はない。

また、EUガイドラインでは、再販売価格維持行為における正の効果を説明する前に、次のような負の効果を説明している(パラグラフ224)。

第一に、供給者間の共謀を助長する。

第二に、当該商品の買手間における販売段階での共謀を助長する。

第三に、製造業者の多くが、同一の流通業者に販売している場合や、製造業者の多くが流通業者に対して再販売価格維持をさせる場合には、製造業者間、小売業者間の競争が減退する。

第四に、流通業者が価格を引き下げられず、価格が上昇する。

第五に、製造業者に対する価格引下げ圧力が弱まる。

第六に、再販売価格維持行為によって販売業者の得る利幅が多くなれば、販売業者は、当該製造業者の競争相手である小規模な製造業者の商品を顧客に推奨しなくなる可能性があるため、大規模な製造業者が、競争相手である小規模な製造業者を締

以外は禁止される。正当な理由については、立証責任は事業者側にあるとし、価格以外のサービス競争の促進、消費者における商品選択の多様化、関連商品の市場に簡単にアクセスできるようにするか等の事情が総合的に考慮される。

ただし、最高価格維持行為では、正当な理由の有無により違法性を判断するものであり、正当な理由の判断においては、競争制限効果と効率性増大効果・消費者厚生増大効果とを比較衡量し、効率性増大効果・消費者厚生増大効果が競争制限効果を上回る場合に合法とされる。(再販売価格維持行為審査指針)

非価格制限行為については、競争者を排除することとならないかどうか、価格競争を阻害することとならないかどうかなど、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるかどうかを判断する。価格競争を阻害することとなるかどうかは、以下の事項を総合的に判断することとしており、競争促進効果について考慮すべき事情があれば、それも考慮する。

- ① 対象商品をめぐるブランド間競争の状況（市場集中度、商品特性、製品差別化の程度、流通

め出すために用いられる可能性がある。

第七に、販売段階におけるダイナミズム、イノベーションを低下させる。

その上で、再販売価格維持行為は、次のような場合に効率性の向上につながり得るとしている（パラグラフ 225）。

- ・ 製造業者が新製品を投入する際に、販売業者の販売努力を高める手段を提供することによって、新製品の導入を促し、当該商品の需要全体を拡大させ、消費者の利益となる場合
- ・ フランチャイズ制の下で、消費者に利益になるような短期的な低価格キャンペーンを行うために必要な場合
- ・ 複雑な製品について、顧客が、商品の購入前に商品選択のために、当該商品の説明等のサービス（高水準のサービス）を提供する小売業者から説明を受けるものの、そのようなサービスを提供していない低価格で当該商品を提供する小売業者から購入するため、高水準のサービスを提供している小売業者が、高水準のサービスの提供をやめてしまう可能性がある場合（ただ乗り防止）

しかしながら、事業者は、上記のような場合において、再販売価格維持行為が上記①～④の4つの全ての要件を満たすものであることを証明する中で、再販売価格維持行為がただ乗りを防止するための手段だけではなく、インセンティブも提供し、かつ、商品の販売前のサービス（高水準のサービス）が、全体として消費者の利益となることを説得力をもって証明しなければならないとしている（パラグラフ 225）。

EUでは、非価格制限行為の違法性を検討するに当たり、当該行為による負の効果と正の効果とを考慮し、違法となるか、適法となるかを判断する。

また、禁止規定（EU機能条約第 101 条第 1 項）に該当するか否かを評価する際には、以下の要素を考慮している。

- (a) 契約の性質
- (b) 当事者の市場における地位
- (c) 競争者の市場における地位
- (d) 当該商品の購入者の市場における地位

韓国では、非価格制限行為（その他の取引拒絶、排他条件付取引及び取引地域又は取引相手方の制限）については、「不当に」を要件とする行為類型として、原則として競争制限性・非公正性と効率性増大効果・消費者厚生増大効果などを比較衡量して効率性増大効果・消費者厚生増大効果が競争制限効果を上回る場合に合法とされる。（不公正取引方法の審査指針）

<p>4. 審判手続や取消訴訟における立証責任についての考え方は。</p>	<p>経路、新規参入の難易性等) ② 対象商品のブランド内競争の状況（価格のバラツキの状況、当該商品を取り扱っている流通業者の業態等） ③ 制限の対象となる流通業者の数及び市場における地位 ④ 当該制限が流通業者の事業活動に及ぼす影響（制限の程度・態様等）</p> <p>4. 独占禁止法に違反する行為についての立証責任は、公正取引委員会にある。</p>	<p>4. シャーマン法第1条に違反する行為についての立証責任は、司法省（DOJ）にある。 連邦取引委員会法第5条に違反する行為の立証責任は、連邦取引委員会（FTC）にある。</p>	<p>(e) 参入障壁 (f) 市場の成熟度 (g) 取引段階 (h) 商品の性質 (i) その他の要素 （パラグラフ 111）</p> <p>4. EU機能条約第101条第1項に違反する行為についての立証責任は、欧州委員会にある。</p>	<p>4. 独占規制及び公正取引に関する法律に違反する行為についての立証責任は、韓国公正取引委員会にある。</p>
<p>③ 適法なものとして事業者が取り得る手段は明確になっているか。 1. セーフハーバーはあるか。その範囲・要件は。</p>	<p>1. 再販売価格維持行為に関し、セーフハーバーに該当するものはない。</p> <p>非価格制限行為については、競争者を排除することとならないかどうかや、価格競争を阻害することとならないかどうかなど、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるかどうかを判断する。このため、非価格制限行為により、競争者を排除することとならず、価格競争も阻害することとならない場合には、市場シェアにかかわらず、違法とはならない。</p> <p>流通・取引慣行ガイドラインでは、①競争品の取扱いを制限する場合と②販売地域について厳格な制限を課す場合について、メーカー（売手）の市場シェアが10%未満であり、かつ、その順位が上位4位以下である事業者が行うものについては、通常、違法とはならない旨記載している。</p> <p>EUでは、メーカー（売手）だけでなく、流通業者（買手）の市場シェアもみることとなっているところ、上記のように、日本では、流通業者（買手）の市場シェアはみておらず、メーカー（売手）の市場シェアのみをみることとしている。したがって、</p>	<p>1. 米国司法省（DOJ）、連邦取引委員会（FTC）又はこれまでの判決において、再販売価格維持行為及び非価格制限行為に関し、セーフハーバーに該当するものは示されていない。</p>	<p>1. EUでは、再販売価格維持行為に関し、セーフハーバーに該当するものはない。</p> <p>EUでは、価格維持行為や買手の販売地域・顧客の制限行為など、ハードコア制限行為に該当するものは、セーフハーバーの対象とならない。</p> <p>EUでは、ハードコア制限行為に当たらない垂直的制限行為については、日本と異なり、売手の市場シェアだけでなく、買手の市場シェアもみることとされ、売手と買手の市場シェアがいずれも30%以下である場合には、セーフハーバーの対象となる。このため、メーカー（売手）の市場シェアが30%以下であったとしても、当該商品の買手である流通業者のシェアの合計が30%を超えれば、セーフハーバーの対象とはならない。したがって、例えば、売手である家電メーカーのシェアが30%以下であったとしても、当該商品を購入している家電量販店のシェアの合計が30%を超えれば、EUのセーフハーバーの対象にはならない。</p>	<p>1. 韓国では、再販売価格維持行為に関し、セーフハーバーに該当するものはない。</p> <p>韓国では、非価格制限行為（その他の取引拒絶、排他条件付取引及び取引地域又は取引相手方の制限）については、「不当に」を要件とする行為類型として、当該行為をした事業者の市場占有率が10%未満である場合には、当該市場における競争制限効果が微小であるとみなして、原則として審査免除対象にしている。ただし、市場占有率算定が事実上不可能であったり、著しく困難な場合には、当該事業者の年間売上額が20億ウォン（約1900万円、平成26年3月時点）未満の場合を審査免除対象にしている。</p> <p>なお、上記のセーフハーバーに該当する事業者の行為でも、韓国公正取引委員会が独占規制及び公正取引に関する法律の適用のための審査を開始できないということではない。また、セーフハーバーに該当しない事業者の行為だからといって自動的に違法性が推定されるのではない。</p> <p>（不公正取引行為の審査基準）</p>

<p>2. 選択的流通制度など非価格制限行為の中で適法となる行為は明確化されているか。</p>	<p>日本では、流通業者（買手）の合計市場シェアが非常に大きい場合でも、メーカー（売手）の市場シェアが 10%未満で、その順位が上位 4 位以下であれば、通常、違法とはならない。しかしこのような場合、EU では、セーフハーバーの対象とはならない。</p> <p>2. 選択的流通制度とは、欧州委員会規則 330/2010 号において定義されている概念で、売手が、一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売する流通制度であり、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業者に対しては、当該商品やサービスを提供しない義務を負うものとされている。そして、一定の要件を満たす選択的流通制度は、適法とされている（右記 EU の欄参照）。</p> <p>流通・取引慣行ガイドラインでは、非価格制限行為について、競争者が排除されたり、価格競争が阻害されたりする場合には違法となる旨明記している。EU で適法性の要件を満たす選択的流通制度について言えば、競争者を排除することとはならず、価格競争を阻害することとはならないと考えられることから、流通・取引慣行ガイドラインに照らしても問題となるものではない。</p> <p>なお、売手の過半が選択的流通制度を導入することによる累積的効果が生ずる場合、EU で適法性の要件を満たす可能性が低いことにつき、右記 EU の欄参照。</p>	<p>2. 米国では、合理の原則によって違法性が判断されており、選択的流通制度が適法であることは明確化されていない。</p>	<p>2. 選択的流通制度とは、欧州委員会規則 330/2010 号において定義されている概念で、売手が、一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売する流通制度であり、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業者に対しては、当該商品やサービスを提供しない義務を負うものとされている。</p> <p>EU ガイドラインでは、選択的流通制度について、売手と買手の市場シェアがいずれも 30%以下である場合には、セーフハーバーの対象となる旨記載されている（パラグラフ 176）。</p> <p>また、同ガイドラインでは、セーフハーバーに該当しない場合、違反とならないためには以下の三つの要件を満たすことが条件となるとされている（パラグラフ 175。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該製品の性質からみて、選択的流通制度が当該製品の品質と適切な使用を確保するために必要であるとの観点から、当該製品の性質上、選択的流通制度を導入する必要があること。 ② 再販売業者の選択は、質的な特性に関する客観的基準に基づいてなされなければならないが、その基準は全てに対して一律に定められたものであって、あらゆる潜在的再販売業者に開かれており、かつ差別的な方法で適用されないこと。 ③ 定められた基準が必要な範囲を超えていないこと。 <p>他方、EU ガイドラインでは、主要な売手の過半が、選択的流通制度を導入している場合には、累積的効果（cumulative effect）が生じ、ブランド間競争が著しく減少し、一定の種類流通業者が締め出されるだけでなく、売手間の共謀のリスクが高まるとしている（パラグラフ 178）。</p> <p>また、EU ガイドラインでは、売手の上位 5 社全て</p>	<p>2. 韓国では、原則として競争制限性・非公正性（unfairness）と効率性増大効果・消費者厚生増大効果などを比較衡量して判断されているが、選択的流通制度が適法であることは明確化されていない。（不公正な取引方法の審査指針）</p>
---	--	--	--	---

			<p>が選択的流通制度を導入している場合、累積的効果が生じ、実際に販売店舗を持つことや特定のサービスを提供することを義務付け、一定の種類の流通業者を締め出すときには、特に競争上の懸念が生じるとしている。また、当該選択的流通制度が、商品を適切に販売することが可能な新規参入者、特に消費者に低価格を提供するディスカウント業者やオンラインでのみ販売をする業者の市場へのアクセスを妨げ、それによって、既存の流通チャネルを有利にし、消費者に不利益を与える場合には、適法要件を満たす可能性は通常ないとしている（パラグラフ 179）。</p> <p>なお、上記の考え方からすれば、例えば、家電メーカー各社が一律に選択的流通制を導入した場合、累積的効果が生じ、EUの適法要件を満たす可能性は低いと考えられる。</p>	
④ ガイドライン中に具体的な事例の提示はあるか。	流通・取引慣行ガイドラインの中で、具体的な事例の提示を行っている。	米国には、日本及びEUにおける垂直的制限行為に対するガイドラインに相当するものはなく、具体的な事例の提示を行っていない。	EUガイドラインの中で、具体的な事例の提示を行っている。	「再販売価格維持行為審査指針」及び「不正取引行為の審査指針」の中で、具体的な事例の提示を行っている。

（２）日本の現行規制を維持する必要性

上記② 1ないし 4，上記③ 1及び 2並びに上記④について

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。また、競争制限的な行為を規制するという考え方は各国共通のものであり、再販売価格維持行為を始めとする垂直的制限行為についても同様である。

現行の独占禁止法による規制は、公正かつ自由な競争を促進し、消費者の利益を確保する観点から、また、国際比較の観点からも、必要かつ妥当なものであると考える。

（３）規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

上記② 1ないし 4，上記③ 1及び 2並びに上記④について

- ・ 再販売価格維持行為に対する規制は、公正かつ自由な競争を促進するために必要不可欠であり、これを緩和することは、公正かつ自由な競争にとって極めて弊害が大きく、消費者利益を損なうこととなることに留意すべきである。また、国際比較の観点から、現行の規制を緩和することは国際的スタンダードから外れるものであるということにも留意すべきである。
- ・ 当該規制の検討に当たっては、メーカーの利益だけでなく、消費者の利益を確保する観点からの検討が必要であり、特定の業界からの意見だけでなく、広く消費者や流通業者の意見も聞く必要がある。
- ・ また、法律上適用除外が認められていた公正取委員会による指定再販制度が累次の見直しにより削減され、平成 9 年度以降存在しないこと、再販売価格維持行為に対する課徴金の導入という強化改正が平成 2 1 年に行われていることにも留意すべきである。
- ・ 家電業界の団体から、家電メーカーが行う具体的な行為について、独占禁止法上問題とならない再販売価格維持行為や非価格制限行為の事例を流通・取引慣行ガイドラインに明記してほしいとの要望が出されているが、独占禁止法違反とならないものについての考え方を Q & A により既に明確化したものもあり、こうした方法による対応が可能である。

以上